京城新聞

●著作權の保護(續)

韓國特許令は意匠令商標令著作權令には韓國に於ける之等權利の保護につき原則は日本に於ける特許法意匠法商標法及著作權法によるべきを定め只其行政區域及管轄官廳に關し止を得ざる物品を規定したる迄なるを以て出願處分及權利保護の態様は日本内地に於けると更に異なる所なし只當業者の誤解なからん爲め特に注意を要するは東京特許局に出願して特許の登録を受くる時は其權利は當然韓國に於て効力を有するものゝ如く誤解する者ある如きも特許令其他の勅令の附則に特例を掲げ初て施行前即本年八月十五日以前に日本に於て特許又は登録を得たる權利は韓國特許令其他によりて付與せられたるものと見做すを規定したる結果是等の權利は別に手續を用ひずして全然韓國特許令其他による權利と同一の効力を有すと雖も是八月十五日以前に日本に於て特許又は登録せられたる權利につき一時的經過規定に過ぎず今日本内地と離れて韓國に於て特に其他の權利保護の制度約定せられたる上は日本に於ける權利と韓國に於ける權利とは各別個獨立のものとなり權利の及ぶべき範圍を異にし韓國に於ける權利は日本に於て其効力を有せず又當然に韓國に發て發明意匠商標及著作物の專用權を獲んとするならば統監府特許局に出願して特許又は登録を受くることを怠るべからず(完)

●八月の氣候概況

本月の氣壓は北部の方稍高かりしと雖も全國を通じて其差は一粍に過ぎず風向は北部にては概ね北東なりしも南部は區々の風なり氣溫は最高極約三十八度に達したるも最低極は十二度餘を示したり降水量は元山附近最も多く其量五百粍以上に達し釜山附近の百二十粍を以て最も少なかりしは仁川浦より平壤に至る最も多かりしは極めて少なかりき今是等を既往に比すれば氣壓は南岸に於て低く氣溫は南岸及北東部に於ては過半多量にして降水量は各地共多量に特に元山の如きは約二十粍餘の大要を叙すれば次の如し

▲氣壓● 平均氣壓は北部に於ける七百五十六粍五より南部に於ける七百五十四粍の間にありて前月に比すれば南部より北部に向つて一乃至三粍高し

▲氣溫● 平均氣溫は大邱の二十六度四より城津の二十一度七の間にあり又最高極は大邱の三十七度八にして最低極は城津にあり之を前月に比すれば一般に高く二度前後に及びたれども平壤龍岩浦及城津の最低氣溫は低くして龍岩浦は其差三度に達せり而して較差の最大なりしは元山にして二十二度なりし

▲降水量● 降水の配布は元山の五百六十五粍四より平壤の百二十粍一の間にありて前月に比すれば南岸及東岸に增加し就中元山の如きは二倍以上に及べし之に反して西岸の中部にては三分の一以下の減少なりき

▲蒸發量● 蒸發量の最も多かりしは仁川の百八十五粍五にして最も少なかりしは城津の百二十八粍〇なり之を前月に比すれば北西部に稍少なかりし外は孰れも著しく多く其配布は北東部より南西部に漸次增加し木浦の如き五十一粍の過多を呈したり

▲風● 本月の風位は北部に概ね北乃至東なりしか中部にては西方南岸に於ては概ね南東を占めしか如く頗る複雜なりし平均速度は南西沿岸に於ける六米弱より内陸の[illegible]月中の最大風速は[illegible]に於ける三十一米二を第一とし仁川の三十米二之に次けり而して暴風日數は既往四ヶ年のものに比すれは北部に多くして南部に少なかりしか前月に比すれは概ね少なく殊に龍岩浦は十四日に對する本月は僅かに二日なりき

▲天氣● 降水日數は各地概ね十日以上にして大邱の十六日最も多かりしか之を前月に比すれは一般に少なく大邱の如きは其差八日に及へり快晴日數は前月に比すれは南東部に僅かに多くして釜山の如き十二日の多きに及へり而して之等を既往四ヶ年のものに比すれは雨天日數は增減相半し孰れも概ね本年の方多く最も多きは其差七日なりしも快晴日數に至りては概ね其差四日以内なり雷日數は過半回以上ありて大邱の五回最も多し濃霧は南岸及附近の内陸に皆無なりしも他は四日以内の發生を見たりき

▲暴風雨● 本月廿日は呂宋東方の海上に顯はれたる颶風は初め北西の進路を取りて二十三日前六時琉球の南方海上に來り夫より徐々進路を北方に變じ二十四日午前六時那覇西方遙なる沖に出でたり之か爲め二十四日午前六時より南部の氣壓は微降し始め極南東部は已に雨を帶び西域は漸次擴大したるか二十五日午前六時颶心の那覇北西方約百浬に來りし頃更に本邦極南西部の沖に狹小なる低氣壓の發生したるを以て風勢漸く加はりたれとも夜間該低氣壓の經過と共に南部の天候は一時恢復せり然るに琉球北西沖にありし颶風は二十六日午前六時東海の中部に達し夫より北々東の進路を取り本邦の南西端に向つて突進し來れり其速度は實に前日來の約四倍にして午後十時には遂に木浦を距る南西約五十浬の海上に達し南部の天氣は再び險惡に陷り夜に入りては中部以南風雨猛烈を極め漸次北東部に及ぼせり之れ颶心か恰も夜半頃上陸し二十七日午前一時頃木浦の西方を掠め午前六時には忠州の北方に至りたるを以てなり然れとも午後二時に於ては中心は既に日本海に去りて城津の南東約六十浬の海上に在りたるを以て當時風雨の烈しかりしは只城津のみにして其他は殆んど雨歇み風勢又衰へ所々晴天を報し午後十時には全國を通して全く平穩に歸せり韓國に襲來する低氣壓にして局部に暴風豪雨を起すもの毎年數回に及ふと雖も今回の如き優勢なるものは本所創業稀に見る所なり

●漢城衛生會規約

第一條 漢城衛生會は漢城及び附近の地域内に於て衛生狀態の改善を圖るを目的とす

第二條 漢城衛生會の事業に必要なる費用は韓國政府の補助金及漢城在住者より徵收する金額を以て之に充つ

第三條 漢城衛生會に會長及評議員を置く

會長は内部次官を以て評議員は左に掲ぐる者を以て充つ

一、韓國駐箚軍々醫部長
一、警視總監
一、京城理事廳理事官
一、漢城府尹
一、京城居留民團長
一、漢城府民總代

會長は必要と認むる時は別項以外に評議員を囑託するを得

第四條 漢城衛生會に實行委員若干名を置く委員長は警視總監を以て此に充て委員は警視或は技師及漢城在住者に囑託す

第五條 評議員は事業の計畫及費用の徵收に關する事項を決定す

第六條 委員は評議員の議を執行す

新刊紹介

●京城日本人商業會議所年報● 全頁二百六十大形の冊子なり冒頭には鮮明にして綺麗なる會議所の寫眞版を掲げ續いて明治二十一年より同四十年に至る迄の京城輸出入品價格二十一年間の對照及京城在留邦人[illegible]の表を插み開卷[illegible]快に指示せる[illegible]む者をして如何に其内容の詳密にして精明なるやを思はしむ目次の大体は第一章會議所記事第二章金融第三章商業第四章交通第五章通信第六章經濟資料等の各章には小項を設けて記事の[illegible]を[illegible]廿一年前に於ける京城經濟界の[illegible]の獨背を知悉せしむるもの確かに最終の座右の參考書といふべし次に會議所が二十年より四十年に至る年間の活動史を掲げあるが是又讀者の參考となるや如何と相俟つて●京城壽町京城日本人商業會議所●

●東京經濟雜誌● 本號の重要記事は「金融の景況」「桂内閣の財政計畫」「恐慌後の米國財政」等なるが何れも切なる問題なるを以て讀者の歡迎を受くるや言ふ迄もなし(千四百五十六號東京經濟雜誌社發行)

●新衣裳● 琉球及臨海丸帶の模樣の如きは頗る異版例華麗なるものなり(七十七號一部十三錢京區新衣裳社發行)

俳句

白露集

亡き娘の今日は三年の秋の暮 櫻水
風落ちて水哭む湖や河鹿啼く 湖醉
窓に依り聞くや小川の啼河鹿 三東
河鹿啼くや小窓さびしき夕哉 松花
萩の露こぼれてちりて夜明哉 三瓢
萩の里法被の供す町藝者 三瓢
夕霧に馬子唄遠き山路かな 湖醉
霧深く馬の嘶くわした哉 三瓢
帽に手をかけて急しき野分哉 同
旅僧の浮世を外に夜長かな 松花
世なかとつやもめ世帶の夜長哉 三瓢
浮鳥の鳴くや夜長の草枕
世に遠き山家さびしき夜長哉

五印

山峽一里風寒して砧かな 可醉
蟋蟀や馬子醉て行く道のはた 湖東
山科や京路三里にきり〴〵す 櫻水
夕暮の山路せはしや遠きぬた 湖東

(二十) 川合柳葉

「中村樓でございますか、シテ御供の樣子は知れないでございませうね。」

と、山川が豫數の顏を伺ゑば、

「誰を連れて來るか、幾人來るかと云ふことは分らないが、しかしこれまでは大抵家扶だけ從いて來る例であるから、這度も大抵家扶一人だらうと思つて居る。」

「なる程……シテ其家扶と云ふは老人でございますか。」

「イヤ、餘り老人でない、かうつと……確か三十六七だと思つてる。」

「如何でございます、定めて頑固な方でございませうね。」

「イヤ、家令の瀬川と云ふ翁はなか〳〵頑固な奴だが、家夫の大山が年が若いだけに總が當世向で、なか〳〵愉快な男だ、だから旅行などする時には何時も大山を連れる事に極めて居るやうだ。」

「然うでございますか、うれは大きに都合[illegible]

[illegible]

「しかし呉々も云つて置くが、思へた上にも思慮へて、必ず事の露顯せんやう注意して下れないと、萬一の事があると丘の破滅だからね。」

「宜しうございます、大事は小事より露はれ易きもの、注意の上にも注意を加へて、乾度旨く訛ります。就きましては、先づ序幕を開けるに就きまして貴方に願ひ申したいのは、侯爵が此方に御滯在中に、何とか旨く話し下すつて、私の宅へた遊びにれ出が願ひたいのでございますが、如何でございませう、れ出が願へるでせうか。」

「病氣保養に來ると云ふのだから、其の病[illegible]

雅致はやゝ思慮へた後、

「ところで今日何ひましたのは、御手紙の趣の大抵狼ての御相談であらうと察してございますが、何か此機を利用して方策を廻らす御名案でもれ有りなさいますのでございますか、若し別に御考へになつた事がございませんければ、私に一つ思い付いた策畧があるのでございますが、しかしこれを實行するに就きましても、是非貴方のれ力を借りなければならないのでございます如何でございませう、事を謀るは這麼好時機と云ふものは再びある事ぢやありませんから、先づ大芝居の序幕として幕を開けて見やうと存じます。」

「此事に就いては總て君に任せてあるのだから、君が此時機を逸さず實行するが宜いと思ふなら、君の思慮通りに行つて下れ、うと思ふから、幸ひ歌や俳諧は好きでもあるし、何かと巧く持ちかけて乾度連れ出す事に爲やうが、一体奈何する積りなんだ。」

「それは些とまだ申上げかねますが、いづれ確と脚色が出來上りましたら申上げます。」

「しかし、君の家で思ひ切つた慘劇を演ずるのおやあるまいね。」

大陸經營

清人我に良からず

帝國の大陸經營に於て最も注意を拂ふ可きは滿韓共通の植民的施設なり、滿州との聯絡なき韓國經營は帝國對外策の主旨に反す韓國と聯絡なきの滿州經營は半途にして破壞せらるゝ憂あり、滿韓の經營が互に個々分立するは決して永久的の設計と云ふ可らず、滿韓は帝國の大陸經營に於ける車の兩輪なり、之を分離するに於ては大陸に於ける帝國の永久的發展は期すべからず、帝國の大陸經營は素より自衞上の必要に依ると雖も併せて極東平和の保障たるなり、此國是を遂行するには如何なる障碍をも排除して進まざる可らず、滿韓共通の經營は之を遂行するの道なり、之を屈はすして徒に韓半島の統治にのみ齷齪し、大陸經營の大綱を閑却するが如き政治家は到底帝國の使命を托するに足らざるなり、

晩近滿韓經營に對する現狀は如何、帝國政府が對淸政策を誤れるの結果滿韓の共通經營に多大の障碍を受るに至れり、淸國政府の帝國に對する政策が反抗的に傾くと共に韓滿に聯絡ある問題は總てに妨害を試み、帝國の經營をして韓半島の領域を踰へざらしめんとする政策を採れるの感なくんばあらず、此政策が果して淸國政府の本意なるや否やは知らずと雖も、淸國政治家の背後には常に之を慫慂する歐米の策士あることは公然の秘密なり、之等の策士は列國の政府を代表するものに非ざれば、之を以て列國の極東政策と見做すは大早計なれども、外交の事は機微の間に其眞相の閃くことを察せざる可らず、外交の要は未だ發せざる機微の間に之を制して國是の遂行に資するにあり、列國の極東に對する政策は今將さに變調を來たさんとするの徵なき乎、帝國對韓政策の進張、滿韓共通の大陸經營の根蒂を確乎不拔になすの急を要せざる乎、之れ政府も國民も共に研究すべき擧國一致の大問題なり

試に淸國政府の我に對する政策を瞥見せよ間島問題に付ても最初の態度を一變し、極めて強硬なる反抗をなし來れり、而して晩近我態度の軟弱なるを見るや、今は殆ど傍若無人の暴動をなせる觀あり、恰も自國の領地と確定せるが如く、電線を架し、大道路開鑿に着手し、四箇聯隊の兵を派遣するが爲に兵營の建築に着手せりと聞く、何たる大膽なる態度ぞや、聞く淸國官憲は我南滿鐵道會社の經營に對しても極力障害を加るの傾きありて、事毎に物議を釀し頻に堪へざる爲に南滿鐵道を買却するとの說もありと、亦鴨綠江の森林問題は解決したれども最初に於ける帝國の企圖とは雲泥の差あり如斯にして前途尙は淸國政府の政策が變ずることなく、將た帝國現時の謙讓委縮政策にして變することなくんば次で來るものは帝國の韓國經營に對する壓迫なりと云ふも決して早計の推斷に非ず、滿州經營に對する壓迫は軈て韓國經營の壓迫となるなり、余輩は小村朴相と伊集院公使とにより て對清政策の革新を期待すれども、直接滿韓經營の任に當るものにして平生の用意を缺くに於ては機を逸するの憂なからずとせず、要するに滿韓共通經營問題は帝國將來の發展如何に關する大問題なり、擧國一致して之が逐行を計らざるべからざるなり、

民團稅の徵收

民團稅の徵收好成績なりとの報頻りに傳へらる而かも余輩は該報を信ずるを躊躇す何となれば徵收にして好成績ならんか稅金の[illegible]を爲すに代へて前[illegible]民團理事者が好成績の[illegible]借の事實を否定するを望むや切なり、

李完用內閣

火の無き所に烟無し、李完用內閣瓦解の報は頻ち訛傳とのみ云ふべからず、伊藤公と金允植との默契已に出來居るものとすれば金內閣の現出は本年中なるべし、余輩は金內閣が現內閣に比して國民的なるべきを信ぜんと欲す。

●對星樓茶話

△漢城政府が最近に於て各種の攻擊者によりて包圍せられつゝある狀況は漸次現內閣に取りて關心すべき事件と相成可く候、本年五月より六七月の夏まで時勢緩和の爲めに慣用せられたる元老會合が餘り同一の方面で、同一の手段で、同一の狂言で、同一の脚本なりし故、如何に物欲しそうなる舊政權者も勢力に寄る元老も稍嫌氣を相さし候由時に時勢[illegible]時者と目せられたる金允植氏の日本土產が淡泊なりし爲め格別新しき土產なかりし爲め、前日の不平を回顧し重ねて李內閣の攻擊軍を編成しつゝあること頗る警戒すべき趨向と可申候、斯く申せば攻擊軍の勢力を援助致度ものゝ如き推想するものも可有之候へども、そは邪推也、誤解也、只だ天下の策略乃公一人なりと自任せる李總理、天下の手腕乃公一人也と鼻にかけ居る宋農相が共力一致して不相變日韓の一大軌道となられ度深く所候

△韓人の立てたる頌德碑や、外國の恩誼を歌へる紀念碑は、韓人の眼中よりせば皆一個の公文也、外交文書也

△韓帝先王の廟に拜せんが爲めに近日幾南を巡幸せらると承はる、秋色已肥、農事正熟、此時巡幸の擧ある聊か生民の爲めに可祝盛典と可謂哉。

東京電報

▲韓國委員

韓國東拓委員の一行は本日横須賀軍港を見る

▲祭祀令發布

皇室祭祀令發布せらる祭日は大小に分ち大祭日は從來より增加し天長節は小祭に加へらる

▲伊藤統監の參內

伊藤統監は今朝參內し長時間伏奏御下問に奉答し次で皇后陛下に拜謁したり(十九日發)

雜報

●先帝御眞影移安

水原に奉安しある先帝即ち太皇帝の御眞影は今回同地より京城に移安することゝなり昨日御迎の爲め掌禮院より典祀等出張し本日歸京の筈にて各大官等南大門停車場に出迎ふ筈なりと

●荒井次官の用件

過日荒井度支部次官が上京したるは第一銀行發行兌換券に課稅の件と韓國政府より東洋拓殖會社に提供すべき驛屯土に關する件に就ての用務を帶べるなりと云ふ

●出版法の發布

韓國政府は近々出版法を發布し韓國に於ける圖書の出版及び外國より輸入販賣する圖書の取締をなす方針にて此れが法案は目下內部警務局に於て起草中なりと云ふ

●預備金支出額

內閣會議の決議に依り上奏裁可を得て支出されたる豫備金額は左の如し

金八千八百九十二圓	間島派出員諸費金
金千百八十八圓四十錢	任用旅費
金七百圓	功勞賞與
金千五百五十九圓五十錢	追拂諸經費
金六万七千圓	漢城衛生會除穢事業補助
金五千八百三十八圓	暴徒掃鎭費
金一萬三千九百七十圓	特設巡查隊費
金二萬千四十圓	東洋拓殖會社設立委員旅費

●特許と仁川外商

韓國特許條例中商標許可に關して在仁外商等は非常の恐慌を來し再三集會を催して前後策を講ずる處ありたるは既報せし如くなるが其後世昌洋行に於ては過日自己の所有する各種の商標を添へ特許局に就て之と同一若くは類似の商標特許の出願あるか若しありとすれば特許者は之れを認可するや否やにつき照會したるに對し昨日特許局より照會による件は目下調査中に屬するも添付の商標と同一若くは類似の商標出願あるも之れが爲めに世人を煩する恐れあるものは勿論許可せざる方針也との意味の回答を爲せりと依つて外商等は昨日再び集會を催し最後の決議をなし相當防衛手段に出る豫定なりしも右回答により一先集會を見合せ今後の統監府の行動に關し監視を怠らさることゝなりたりと

●渡船場許可に就て

韓國各地の巨川大河は未だ橋梁の架設完からず何れも不完全なる渡船によりて交通せるが其の設備の完からざるため貨物の運送旅客の不便は誠に甚しきものあるを以て近來日本人にして右の渡船營業を開始し完全なる設備を以て交通の便を開かんと請願するもの多き由なるが此れに關し當局者の意見を聞くに從來其の許可は中央官廳の事務に屬し居りたるも今後は觀察使又は郡守をして取扱はしむる方針にして各渡船場共設備の不完全なるは勿論中には種々の弊害ありて取締りを要するものあるも現營業者は皆既得の權を有するものなれば今直に之を取消して他に許可するは不穩當なるを以て設備を完全にして此れを營まんとする者現營業者と交涉を遂げ圓滿に營業を引繼ぐ事を得る者に對しては交通機關完備の必要上此れを許可すべきも從來渡船營業は警察取締の必要上特定人に與へたる許可なれば當業者より其の權利の讓渡を受けたる者は當然此れを認むべきものに非ず又渡船の營業地域を買收したるがために其の買收者は直ちに營業權を得るものに非ず何れの場合に於ても更に其の許可を必要とするものにして此れが許可に關しては各地方共慣例の存するものあるを以て關係地方民の意思及び營業希望者の資格現營業者との關係等詳細調查の上差閊なしと認めたる上にて許可する事とすべく或は現營業者の經營不完全にして交通上其の不便の甚しきものに對しては期間を定めて此れが改善を命じ若し命令を遵奉せざる場合は其の營業を停止し適當なる出願者に許可する事あるべしと云ふ

●第三回梁起鐸公判(續)

●證人ベッセルの訊問

伊藤檢事の追擊は愈々急なりベッセルは說明に苦しみ檢事の訊問には答へず裁判長に對して曰く「私は證人として訊問せらるゝものにして本件の被告人として出廷せしに非ざるを諒せられんことを乞ふ」と而して檢事に對して曰く「三万圓は預金を現金にて引出したるに非ず二萬五十圓小切手にて正金は五千圓なり」と檢事

(檢)二萬五千圓は株代金支拂のために送りたるものか

(べ)小切手にて送りたり

(檢)同一日に預けて直ちに引出したる理由如何

檢事は前問を反覆して益々追窮す證人の答辯は依然不得要領なり曰く「前刻申上たる如く昨年十二月株買入れの話し始まり後梁等署名の必要ありしも其の手續濟まず四月に至りて出來したるを以て直ちに實行したるなり」と檢事は更に「其の署名は株を買入るゝに必要なりしか」と問ひベッセルは預金のために必要なりし旨を答ふ檢事は尙ほ實を明にするために問ふて曰く「預金の引出しは證人一人の名を以てせしか」答へて曰く「然り」

檢事の訊問はベッセルがマーテンに貸與したる金の出所に移れり

(檢)證人がマーテンに貸與したる二萬七千五百圓の內五千圓の外は自已の金たりしと云ふ其の二万餘圓は如何なる性質の金なりや

(べ)此の二萬餘圓は或種の人より每日申報社に送りたる金なり

(檢)國債報償の義捐金なるか

(べ)然り

(檢)總合所に關係なき金か

(べ)此の金は廣告したるものに含まず然れども六万餘圓の一部なり

(檢)先刻の申立に相違する如し如何

(べ)先刻裁判長に答へたるに相違なし全く義捐會の一部なれども總合所に關係なきのみ

(檢)五千圓が總合所の金にて二萬二千五百圓が社に於て直接に集めたるものなるか

(べ)其の通り

(檢)上海香港銀行より預金三万圓の內二万五千圓を引出したる殘りは如何

(べ)マーテンに貸與したる五千圓なり

夫れより檢事の間に對し二万二千五百圓は一年前數回に貸與したる事梁は此の事に關係なき事利子は年九步の契約にして其の利廻りよきを以て貸與したる事證書は上海銀[illegible]檢事は訊問を終り裁判長は再び問を發せり裁判長は再びコールブランボストイック銀行に現在預金しある金額を問ひベッセルは現在額六千四百三十二圓四十八錢なりと答へ裁判長が現在預金は三萬餘圓の計算とならざるやと反問せしに對し彼は計算書を手にし乍ら桑岸通譯を差置き片言交りの日本語を以て計算の說明をなしたるが裁判長は尙訊問を繼續せり(未完)

●眼が醒めた仁川議員

民長官選令と態度

民長官選令に就て曖昧の裏にありし仁川民團議員は京城記者團の活動、其他社會の輿論に刺戟されたるものと見え昨日午後三時より民役所樓上に於て協議會を開き決議したる事項左の如し

第一　民長官選問題は仁川民團自治の本能に違ふを以て委員を撰拔し副統監に具申せしを以て適當の所置を取らるゝことを期待す

第二　若し期日を經て適當の所置に出ざるときは更に統監に具申して其目的を遂ぐること

第三　民長官撰問題の如き事の明白なるに拘らず適當の所置を決せざるに於ては吾居留民は一層進で居留民の權利及將來の位置を解決するの必要あるを以て時機を計りて適當の所置を採る事

●前議員記者慰勞會

當地元衛生組長及居留民中の重立ちたる有志者の發起にて民長官撰問題に關し盡力したる各新聞記者及前議員諸氏に對する慰勞會を本日商業會議所樓上に於て開催する由

●京義沿線の商工業

小川農商工部事務官談

△義州の今昔　義州—所謂舊義州は新義州停車場を距る四里にして古へは淸國交通の關門にて鴨綠江貿易の中間として市街殷盛なりし由なるも今は日淸日露兩役の兵燹を蒙りたる上に淸國との交通は新義州を通過する事となり鴨綠江貿易の中心は安東縣に移り商業地としては何等の價値なきに至り市場ありて雜穀綿布綿糸等の小取引あれども附近村落の需要品の貿易に止まり極めて不振にして地勢雄大なる此の地も統軍亭の勝景に旅人を引くの外古への繁盛を恢するは恐らく不可能なるべし製造業は一の日韓人共同事業に成れる燒酎製造所あるのみ昨年頃は此の燒酎盛んに安東縣地方に輸出せられたる由なるも同地製品との競爭に堪へずして今は僅かに一日十石を釀造して此の附近の需要を充すに過ぎず韓人は戶數千八百戶人口七千五百日本人は九十戶二百三十人にして事變より觀察使を移轉せらるゝ事となりしより日本人增加し稍々活氣を呈し居る模樣なるも官廳官舍の工事を見込める者にして日本人過剩の感あり此の地方地味不良にして米の產少く韓民は一般に粟を常食とし生活の程度極めて低し新義州に通ずる新道路修築の上は多少面目を改むべきも此の地の將來は多望ならず(未完)

●關稅[illegible]交涉に就て

昨日萩谷仁川會議所書記長は仁川稅關が消火器を撒水器として課稅したるに對し曩に異議を申立置きたる件に干し宮木稅關長を訪問したるが元關稅問題は關稅局の指定によりて定むるものなれば關稅局の回答なき上は何れとも回答し難しとの答辯を得引取りたり

●仁川通關業者決議

仁川の重なる通關業者は昨日集會を催し通關手數料を協立し仁川稅關に就て認可を申請したりと

●北韓電信不通

一昨日午後十時頃咸鏡北道明川地方の電信不通となる

●憲兵隊の主計手增員

十六日の官報にて駐韓憲兵隊に七名の主計手の增員を發表せられたるが右は各分隊に一名宛の主計を配置し會計事務を掌らしむるとなれりと

●婦人會役員功勞表彰

鎭南浦に於ける愛國婦人會役員諸氏は同地委員部設置以來多數日韓會員の勸誘募集に務め且つ同地婦人の慈善團體を合一し既に二回の總會を開催する等會務擴張に盡力したる功勞顯著なりと認められ今回本會に於て左記の通り功勞を表彰せらる

二等有功章　委員部長　秋本喬子

同　前委員部長　染谷多計子

三等有功章　委員　有賀國子、同河合シゲ子、同高雄磯子、同谷川ナヲ子、同塚野タキ子、同長富ムラ子、同青木ツル子、同新田サヨ子、同中村ハル子

●委員部長囑托

大邱理事官久水夫人和歌子氏は今回愛國婦人會總裁殿下より大邱委員部長を囑托せらる

●李學相の地方巡視

李學部大臣は烏致院、公州、江景、群山、全州、木浦、光州等の各地方巡視のため秘書官李晚奎、小杉事務官を從へ往復約三十日間の豫定にて本日出發する由なるが歸京の上は更に平安道地方を巡視する筈なりと云ふ

●鍋島參與官歸任

上京中なりし鍋島參與官は十八日歸任せり

●墺國參事官來京

在東京墺地利何牙利國大使館附參事官レラッシー氏は滿韓實地觀察の旅中昨日來京したるが本日出發の答なり

公人[illegible]入

●飯田警視入京　下仁中なりし飯田警視は昨日午前七時十五分仁川發列車にて入京

▲比田孝一氏(統監府技師)入京中の所十八日出發歸任したり

▲小出雁信氏(東京石川島造船所技師)十八日新安州へ向へり

▲岩井敬太郎氏(警務局保安課長)は十八日出發間島視察の途に就けり

▲水谷隆志氏(警視廳警視)歸國中の所十七日歸任したり

●近事片々

▲伊公　歸任の上は漢城政界に一變調あるべしとは韓人政客等の近來頻に噂する所也

▲神經　過敏の政權狂の取沙汰が事實の如くに傳播し此頃の內閣更迭說の騷ぎとなる

▲[illegible]　[illegible]とは全く此事に[illegible]伊公の歸任までは暗中模索の苦に狂奔するならん

▲倂し　韓人間に現閣の信望なきは之に依て大略察せらる斯ても現閣保存の要ありや

▲現に　[illegible]を失せる內閣を繼續せしむるは將來には非じ是人心收攬の道にあらず

▲伊公　歸任の上は或は更迭斷行の事あらんとの說は強ち根なし草にもあらざるべし

▲李容九　の日本に於ける不平談中には一寸異相を穿てる面白き節もある樣に思はる

▲宣敎　師中には間々惡漢ありて治外法權を楯に韓人を籠絡し私利を謀る者ある也さ

▲加之　排日思想を信徒間に鼓舞して日韓の關係に妨害を與る者ありと或は然らん乎

▲多く　の宣敎師中には斯る徒もなきに非ず由來韓國には野心有邪蘇坊主も尠からず

▲倂し　一進會員にも隨分惡漢有て地方良民を苦しめる者少からずと聞く五十步百步

▲下級　警察官が地方人民に對する態度の不親切により日韓關係に大影響を及ぼすと

▲日人　警官攻擊は嘗て宋秉畯が頻に日本に爲せし所李容九先生宋君の請負說なる乎

▲間島　に於ける淸國の施設は益々進で此頃は四箇聯隊收容の兵營建築に着手せりと

▲淸國　の間島策は隨分思ひ切たる遣方にて日本の龍頭蛇尾的とは全然趣を異にせり

▲當局　に如何なる尻押あるにせよ隨分に大膽なり由來外交には常に我は一着を讓す

▲間島　より吉林に通ずる大道路の開鑿電信線を架し兵營を造る既に機先を制せらる

▲韓國　本年の稻作は意外に豐作なりしとて地方農民頓に生氣ありと先以大慶至極也

▲平年　に比し槪して三割の增收あるべしとの事左すれば三百萬石の增收なるべし

▲暴徒　の巨魁許蔿君は愈々死刑の宣告を受けたり渠等初より死を期す今更驚く勿れ

▲捕縛　當時直に銃殺は渠の覺悟せし所生き延て今や公明の法律に依る南無阿彌陀佛

▲帝國　議會議長問題は八釜しくなり政友會に對する聯合軍は將さに協議を纏めたり

▲島田　三郎中野武營大石正巳の中何れかを決定すべしと兹等なれば何れでも適任也

京城居留民團公文

京城居留民團告示第二十九號

明治四十一年度京城居留民團歲出更正豫算左記の通理事官ノ認可ヲ得タリ

明治四十一年九月十九日

京城居留民團民長　熊谷賴太郎

明治四十一年度京城居留民團歲出更正豫算

經常部

第七款　衛生費

第二項　掃除費　既定豫算金參千八百四十圓

第一目　俸給　更正豫算金參千參百五十七圓五十錢

第二目　雜給　既定豫算金壹萬七千四十五圓五十錢　更正豫算金九千參百七十二圓貳拾錢

第三目　需用費　既定豫算金百八十一圓六十錢　更正豫算金貳百參十四圓五十五錢

第四目　修繕費　既定豫算金五百圓

第五目　[illegible]　既定豫算金[illegible]　更正豫算金八千七百九十參圓八十五錢

●天下一品お辰の明烏　▲菜々の記者を泣かしむ

南山町は昔に名高き料亭花月にて年増藝妓れ辰といへば三筋の業は申すに及ばず客の取りなし坐敷のロナしは何うして却々達者なもの世辭で丸めて浮氣でコチて小町櫻の眺めの鮮やかさは其の老練なる手腕と相俟つて又却々に萬の客の御意に叶ひつるが取り分けて此の老妓の十八番とする所はしめり勝なる音色も妙に聲も皐月の曇り氣の憂きを悲しくも聞ゆる新內の[illegible]が其の新內の中に於ても殊に「明烏」が得意にて殆んど天下一品ともいふべき値ありつるとか、去るにても過ぐる日のこと同樓に於てさる紳士の催されしみぎりにれ辰は席に侍べりしが何に被居しが並ぶ面々は何れも憂世慨歎の士のみにて論横議を驟とせる新聞紀者の多數を占め居ることゝて二三人の粹人の外[illegible]ものもなく一坐は轉た殺風景の氣味なりしが頓て客の中の一人がれ辰の明烏の堪能なるを知り居りて是非にと一曲を語るべくれ辰を應ぎければれ辰はハイと答へて傍なる太棹を取り上ぐるや音締めしらべも何うやら床しく頓て本調子に入りけるが其の婉曲にしてしなやかなる節まはしは切々たる三味の音色に和して一坐の客をして轉た其の情に堪へざらしむるものありたり次で曲は進んで鴎れ杉が浦里を折檻するの場に至るや浦里はタトヒ如何なる折檻に逢ひしとて斯うさ互の情を許せし時次郎さんとの二人の間は現世はれろか二世三世迄も變らぬぞわと自己の堅き決心を示してれ杉の言葉を斥けソレより樓主の意見となり親方さんのれ情けは骨身にこたゑて嬉うムいますが此れ許ッりかは……さ聲を曇らし涙を流し……イッソれ情けに親方さんの手に掛り殺して下さつたが吾が身の本望と一圖に時次郎を慕ふ心根の殊勝を極めしいぢらしき浦里の決心に聞く者をして今更ながら徐ろ浮世の墓なきを感ぜしめて語り手の手腕は實際手に入つたものとか更に曲は進んで雪責めの段に至りれ杉の因業なる苛責に纖弱き女の身のいかで堪ふべきもあらざるを他迄時次郎に操を立てタトヒ身は八ツ裂きにさるゝとも思ふ心の一筋は身の苦痛はものかはと思ふ存分苛責の鞭を受けて終に飢餓と苦痛に堪へ兼ねて哀れにも降り積る雪の中に倒れし所へ禿みどり出で來りて花魁いなう〳〵と聲を掛け其の氣絶し居るに打ち驚きて早速一掬の水を口に注ぎ吞か衣物を脱ぎ捨てゝ浦里の五体[illegible]復するやみどりの親切をば心に感じて其の手をば握り果では相擁し相抱きて身の不幸を喞ち二ツには其方も今に姐さんのやうな境遇に陷るは今から分り居るにつけても案じらるゝは其方の身とはらから及ばぬ程の情愛の場をよくも巧みに遣つて除けしは流石に今更ながられ辰の腕前見上げたものなりと滿坐の客は感服せしとかいふ

●雞島の銃聲　草刈男の負傷

東門外雞島貳契六統五戶居住徐福東（六十）が同地を距る東方約十丁餘の野にて馬草を刈りつゝありしが何所よりともなく一發の銃聲と共に銃丸飛び來りて福東に命中したれば其儘倒れて氣絶したり此時一人の憲兵は不時の銃聲を聞き附けて馳付け見れば一人の韓人倒れ居るにぞ大に驚き憲兵は加害者やあると四邊に見れば遙かに黑衣を着したる日本人とも韓人とも分らぬ者京城方面に向ひ疾走しつゝあるを認めたる外何等の手掛りもなければ必定彼の所爲なるべしと追跡したるも隔り居りたると負傷者を捨て置きたるとにて己を得ず追跡を止めて負傷者に手當を施し直ちに漢城病院に護送し治療を加へしめたるが傷は左胸部及左耳上にて輕傷なりと云へば遠からず全快すべしとのことなるが加害者は不明なり

●四十男の妾狂ひ（三）

去るものは日に疎しとやらの譬へれ高の色香と心根にゾッコン惚れ込みたる川瀨は今は臺灣の妻子の身の上のことなどは夢さら念頭に掛けざるのみか行く〳〵はれ高を本妻に直さんとの下心の所へ圖らずも此の意外なる妻子の來訪に一時は大に驚き且つれ高の手前心から途方に迷ひしが唯ならぬ樣子を見て取つたれ高はソレよと戯付くや嫉妬の炎は胸一杯になりて突然男の胸倉に飛び付かんと迄思ひしも待て暫し躁いては事を仕損ずるの譬へとチット胸の動悸を押し鎮め態と平氣の態を装ひ男の顔と女の顔ごを等分に見較べ居りしが男も此の場の不首尾に何の發すべき言葉もなく首俛れて暫時默然と思案に暮れ居りし樣子本妻のれ春も亦二人の子供を前に坐らせし儘唯口惜しき一念の時々はソッと襦袢の袖で涙に曇りし眼を拭ふのみなりしが頓て靜に更け行く秋の夜のいつしか十二時を打ちたれば高は坐を起ちて別室にれ春親子の蒲團を延べ兎も角も夜も更けたれば委細の咄は明日緩りと其の夜はソレにて一同臥戶にとは就きたり

サテも臥戶に就きたる三人の胸の中は言ふ迄もなく想像に餘りあれど分けてれ春は子迄抱きし女の身の亦一しほに愛き悲しさの情胸に溢れススリ泣きの音さへ頑是なき二人の子には聞かれまじと獨り無念の胸を耐へ[illegible]起方行末抔を案ずる中にも夜は早くも明け離れて翌十一日の朝とはなりたりれ春は如何にしても今日こそは豫てのうらみ辛らみを思ふ存分に並べ立てんものをと決心の臍を固め態と落ちつき拂つて夫の前に坐を構へ一時にセキ込む胸の動悸を殊更に押し鎮めつゝ靜に事の行き筋を並べ立てんとする矢先夫は無遠慮にもフイか坐を起ちて何れへか出で行く摸樣なるよりれ春は此所逃がさじと蛇と夫の袂を掴りヤア所天といふ人は……鬼か蛇かいな恨めしい三年振りて顔を合はした此の子供の顔が所夫の眼には可愛いとは見ゐませぬか此れも何かの因緣づくと涙は一時に灑の如くワッと其の場に泣き崩れしが無情の夫は聲荒らげ何を馬鹿なと其の儘フイと何れへか出で行きたり

●前借を踏み倒さんとす

山口縣玖珂郡岩國町字鐵砲小路藤屋トラ（二十）は去る十七日南大門通り飲食店小林方に前借四十五圓にて酌婦に住み込みたる翌朝逃走して行衛不明となりたれば小林は大枚四十五圓も出して抱へまだ一文の儲けもせず逃出されては堪まるものかと青くなつて驚き早速追つ手を出して心當りを探せしに案の如くトラは情夫と手を取つて龍山に驅落する途中にて追つ着き直ちに元の巢に引戻されたるがトラは仲々嚢度胸の据つた阿魔にて多分四十五圓を踏倒し此金を以て何處へか驅落せんとの魂膽なりしなるべし

●之れも前借踏倒し

福岡縣京都郡伊良原村中村ナヲ（二十）は十日程前其情夫なる龍山の成疊屋の職人某と相談の上青葉町山陽亭事長尾利吉方に前借十五圓にて酌婦に住み込みたるが根が山陽亭に勤むる氣でなく只だ十五圓の金を情夫に貢ぐ爲に奉公したることゝて三日前の午後五時頃風呂に行くさして立出たる儘十二時頃になりて漸く疲れたる樣な面してボカンと歸り來りたるが多分情夫の許へ轉げ込んで樂みしならんと此家の主人も別に何とも云はざりしが其翌日五時頃裏の垣を越へて逃亡し姿を隱したれば主人も大に驚き默つて居れば附け上る太き阿魔だ已れ如何して吳れんと早速追手に出掛け龍山の心當りを探せしに下宿屋某方にて情夫と痴話繰り居る所を突止め直ちに踏み込み否應云はさず引戻したるが之又前借踏倒しの魂膽ならん

●醉漢と自轉車乘

四隣寂として只だ牝を追ふ犬の聲のみ聞ふる昨日の午前一時頃明治町二丁目九番戶雜貨商岡山縣平民小島榮次郎（二十八）は何處で聞召したか酒に醉つ拂つて鼻歌唄ひながらアチラに蹌踉コチラに蹣跚千鳥の足取面白ろく銅峴通りを行つて來りし鼻先に明洞五十八統六戶朴根實（十七）が自轉車に打跨り現はれ出でたるにぞ醉つ拂ひの榮公幽靈の自轉車乘りと思ひ吃驚し膽玉を何處へか飛んで行きはしなかつたど思はれたが流石は日本男子醉眼を見張つて其正体をよく見れば幽靈と見しは韓人なりしかばエー何だ貴樣は韓人の癖に自轉車などに乘り此眞夜中に人を吃驚させやがつたアア生意氣な奴だベラボーめと言つて見たれど朴は仲々以て縛たれず口に任せて言捲るにぞ榮公も之に叶はず遂に警察署に同行することゝなり銅峴分署に逐れながらと出たるに却て兩人とも散々の目玉を頂きて恐れ入り引下りたりとのことなり

●賭博中に戶口調べ

一昨日午後一時半頃西部警察署の巡査が南大門內太平洞李福万（二十）方に戶口調査に至りしに家內にては何か大混雜をなし居るより不審に思ひ物音のする溫突に突進したるに金一圓位と花札のあるより居合せたる西部阿峴居住孫雲本（三十）西小門內館井洞崔巨福（三十）及び前記李福萬の三名を賭博犯として引致したりと云ふ

●火を貸せ貸さぬ

一昨日午後十時頃西部石橋通りにて四名の韓人等が喧嘩をなし居りしかば巡邏の巡査が之を認め取調べたるに西部石橋新村十七統三戶憲兵補助員宋炳煥（三十）が煙草の火を貸せ貸さぬの爭よりのことなること判りたれば關係したる巡査も何だ馬鹿〳〵しい夫しきのことで喧嘩するさはと四名の者は西部署に引致し宋炳煥は憲兵隊に引渡し嚴しく說諭の上放還されたり

●浮浪者

群馬縣群馬郡久留馬村百七十三番地齋藤庄太郎（三十）は一昨日午前九時頃本町七丁目を通行中擧動不審なるを巡査が怪み取調べたるに住所不定の者と判り拘留に處せられたり

●郭山の降雹

平安北道郭山邑附近は九月十五日午前一時頃より俄に雷鳴忽ち暴風雨となり同一時半頃より約二十分間暴雨に加り徑五分大の降雹あり風雨の止みたるは午前三時半頃なり而して降雹の爲め目下發育中の大根其他野菜及稻粟等多少被害ありたるが如きも格別のことなかりし

●秋季運動會

京城民團にては來る二十七日各學校の聯合運動會を練兵場にて[illegible]者へ對し四百餘通の招待狀を發せりと

●水道引込希望者

水道會社の經營になる水道は既に竣成したるも引込價格非常に高き爲め希望者の方にては躊躇し居れり他分引込希望者少かるべしと

●基督敎幻燈會

一昨日午後七時半より旭町四丁目五十八銀行橫丁（元みくにや跡）日本基督敎會に於て幻燈會を開き基督傳及歐米風景等を映寫し一般の觀覽に供したるが頗る盛況なりし

●メソジスト敎會の講演

旭町二丁目名古屋城內日本メソジスト敎會にては本日左の講演あり參聽は隨意なり

午前十時「永久の生命」醫學博士神學博士スクラントン氏、文學博士飯島榮太郎氏通譯　午後七時半「道義に關する信者の態度」山下篤氏說敎

●日曜講壇

日の出町京城基督敎會にては本日午前九時より日曜學校同十時より禮拜繼居加一氏の聖書講義あり參聽隨意

●西本願寺の說敎

長谷川町の西本願寺出張所に於ては本日午前八時より日本人に對する鎌田開敎使の說敎あり

●彼岸會說敎

南山本願寺に於て今日より來る二十六日迄例年の通り七日間彼岸會說敎あり

●日曜奏樂

本日午後六時より例の通り倭城台公園に於て陸軍樂隊の演奏あり曲目左の如し

	日本國歌行進曲	エッケルト作
序樂	マリタナ	フラース作
長唄	隈取安宅の松	軍樂隊作
	日本俗謠集第一號	同
ワルツ	青鑑	アルギー作

廣告

講談

西山茶話 衣川 (二) 桃川燕光

水戸街道を「エ、下にー〳〵」といふ制し聲、往來の人はさうとは知らないから、皆な土下座をし、下座をして居る、通り過ぎた後で、○「モシ〳〵、今お通りになつたお長持は何が這入て居るので、△「ヘエ、那ア芋が入つて居るのださうで、○「何ですと芋が入つて居る、何のこつた」と中には澁にして居る者がある。愈々江戸表へ着いたしますと、中納言殿は喜び遊ばして、早速一同の者へ仰せ渡しになり 綱「父上お手作りのお芋、明日一同の者に拜見を許すこと[illegible]見に罷り出るやう」にと御沙汰があつた。扨登日になりますると、熨斗目麻上下を着し面々登城をいたしまする」甲「金太夫殿、今日はお能拜見でござるか」金「いやお芋拜見で……」お能拜見と間違へて居る。ソコで其の處へお差出しになりましたのは、蒸してあると見ゑて烟が出て居りまする衣被其れを中納言が先に召上つて、跡で一同へ拜領といふ事になる。家老が二ツ、中老が二ツ、中には一ツ、又は半分、四半分、其から終ひに段々下つてやる物がないさ、衣被の皮に毛などを下さる。そんな物を貰つて何になるものか、是も矢張り西山公のお徳を數へましたものと見ゑます。或日西山の御隠宅を訪づれましたのが松雪庵元起と申しまする者、御隠宅へ留めまして四方山の話しをすると、此の元起といふものが、頗ふる博學でございまして、何の話しをしてもドンと差支へない。是はかなるかな、是が松平越後守光長公の元御家老、越後高田の城で一萬三千石、山田大膳の倅左膳といひ、越後騒动の大忠臣、天和の元年六月二十一日、越後の家がお取潰しになり、之を水戸の黄門様のお袖に縋つて主家を再興しやうといふので元起と名を改へ此處へ參りましたので、話しが合ふから暫らく御草庵へ留まつて、日々お伽をいたして居ります、時に元起が 元「奥州出羽は名所古跡が澤山ございます。私がお供をいたしますが御見物にお出で遊ばしては如何でございます」といふと御隠居も別に用もなし、諸國の人情風俗を見るのも又た興あることゝ、綱條公へ申上げソコで、常陸の西山を御發足といふ事になりました。鼠木綿のお召し白の手甲脚半、丸括の頭陀袋を首に掛け正宗の耳錄一本帶狹んで、黎の杖を突き、儒者といふ觸込みでございまして、名前を水鐵といひ、其の供元起は誹諧師、宜い道連でございます。那れから奥州へ乘込んでお出で遊ばす。此の邊は中々名所古跡、見るところも多い、廻り廻つて奥州の衣川といふ處へお掛りになつた。

●新聞料 一枚金二錢 一ヶ月前金卅五錢 三ヶ月前金壹圓 六ヶ月前金貳圓 郵税一ヶ月金拾錢
●廣告料 五號活字十九字詰一行一回四十錢 特別廣告五號活字十九字詰一行金五十錢
發行兼編輯人 秋山忠三郎
印刷人 高木久馬太
發行所 京城西小門通 京城新聞社 電話六六三番